

第1 指定避難所

避難所開設アクションカード 【初動期避難所開設】

自主防災組織・避難所要員向け

- 1 「アクションカード」とは. . .
緊急時において、自分が何をして良いか分からなくなることを防ぐ
「パニックの防止」と「最初の一步の掲示」をする道具である。
- 2 「避難所開設アクションカード」とは. . .
”避難所の開設”までをまとめた、「豊橋市避難生活支援マニュアル」
「感染症を考慮した避難所開設ガイドライン」に基づく活動の指示書で
ある。
- 3 活用基準
主に大規模地震発生時に使用するが、風水害(大雨・洪水・台風)等
の場合も使用する。
- 4 活用方法
避難所開設まで：「避難所アクションカード」を活用
避難所開設後：「豊橋市避難生活支援マニュアル」を活用

令和8年4月

豊橋市

建物の安全確認

◆建物の安全確認が済むまでは危険なので、避難者には中に入ることができないことを伝え、屋外の安全な場所（校庭等）で待機させる。

◆建物の安全確認は、2人以上で一定の距離をあけて実施する。

ア. 建物周辺の確認

- 火災が発生している。
- 建物が浸水している。
- 建物全体が沈下している。
- ガスくさい。（ガス漏れしている。）

【チェックボックス☑の取り扱い】

1つでも **2-2～2-6** で☑があれば、危険なので、施設は使用しない

⇒災害対策本部に連絡

- ◆屋内に避難所利用者がいる場合は、屋外の安全な場所へ誘導する。
- ◆ロープなどを使い、建物内へ立ち入らせないようにする。
- ◆災害対策本部に避難所が使用できないことを連絡する。
- ◆住民が施設に立ち入らないように注意する。

イ. 上記アで1つも☑が入らない場合

建物の詳細な安全確認をする必要がある

⇒ **2-3～2-6** へ

ウ. 余震等が発生した場合は、その都度安全確認を実施せよ！
再確認においても、上記アから実施せよ！

2-3 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも☑がつけば、調査を終了せよ

一見して危険と判定される

建築物全体又は一部の崩落・落階がある



基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれがある



建築物全体又は一部の著しい傾斜がある



火災が発生している

2-4 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも☑がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

全体の状況に関する点検項目

隣接する建物や周辺地盤による破壊の危険性（崖崩れなど）がある



建物が多少なりとも傾斜している
床が一部傾いたり抜けたりしている



鉄筋コンクリート造の部位別 点検項目

ひび割れが生じ、コンクリートがはがれ落ちて鉄筋が見える
壁に大きな斜めのひび割れが生じ、鉄筋が見える



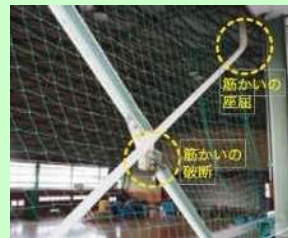
2-5

開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも☑がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

鉄骨造の部位別 点検項目

- 柱や梁の一部が大きく曲がっている
- 筋交いにたわんでいるもの、あるいは破断しているものがある



- 接合部が一部破断している、接合部に亀裂が発生している
- 柱の根元が部分的にでも破損している



木造の部位別 点検項目

- 塗り壁（モルタルやしっくい壁等）に大きな亀裂や剥がれ落がある



- 壁の建材（ボードやパネル）が破壊、破損している



2-6 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも☑がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

天井に関する点検項目

- 一部でも落下または落下しそうな状態である
- 周囲または段差に破損がある
- 部分的にずれている



建物廻りに関する点検項目

- 看板、設備機器などが、傾斜し落下の恐れがある
- 外部階段が傾斜、破損している



【2-2～2-6で1つも☑が入らない場合】
災害対策本部に点検結果を報告すると
ともに、避難所開設へ ⇒ 3-1へ

2-2 開設準備 (建物の安全確認)

建物の安全確認

- ◆建物の安全確認が済むまでは危険なので、避難者には中に入る**ことができない**ことを伝え、**屋外の安全な場所** (校庭等) で待機させる。
- ◆**建物の安全確認は、2人以上で一定の距離を**
あけて実施する。

ア. 建物周辺の確認

- 火災が発生している。
- 建物が浸水している。
- 建物全体が沈下している。
- ガスくさい。(ガス漏れしている。)

【チェックボックスの取り扱い】

1つでも**2-2-2-2-6**で☑があれば、

危険なので、施設は使用しない

⇒災害対策本部に連絡(危険度判定要請をする)

→◆屋内に避難所利用者がいる場合は、屋外の安全な場所へ誘導する。

◆ロープなどを使い、建物内へ立ち入らせないようにする。

◆災害対策本部に避難所が使用できないことを連絡する。

◆住民が施設に立ち入らないように注意する。

イ. 上記アで1つも☑が入らない場合

建物の詳細な安全確認をする必要がある

⇒**2-3-3~2-6**へ

ウ. 余震等が発生した場合は、その都度安全確認を実施せよ！
再確認においても、上記アから実施せよ！

・調査の目的は、
①すでに危険な状態となっているか、
②余震に対する安全性を確保しているかを目視により損傷、被害の状態を緊急調査することにより、建物の使用の可否を判断することです。
なお、余震があつた場合は、損傷の状況をくりかえし、再調査する必要があります。

2-3 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離を**あけて**実施せよ
一つでも**凶**が**つ**けば、調査を終了せよ

一見して危険と判定される

□建築物全体又は一部の崩落・落階がある



□基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれがある



□建築物全体又は一部の著しい傾斜がある



□火災が発生している

・液状化現象にて周辺地盤が緩むことで、建物は一般的に斜めに傾きます。まれに垂直に沈下し、斜めになっていないことがありますが、建物の使用はできませんので、注意して調査してください。

・基礎には壁や柱を支えるコンクリート造の立上りが地上にあります。その部分が大きなひび割れなど損傷しているか調査してください。建物廻りにある土間コンクリートたたき、犬走りとは区別してください。損傷しているのが土間コンクリートたたき、犬走りのみで、基礎の立上りに損傷がなければ支障ありません。

・柱、梁などの損傷により、建物に変形が生じます。外観目視で倒れや歪み、傾斜があれば危険です。

2-4 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離を置いて実施せよ
1つでも☒がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

全体の状況に関する点検項目

☐隣接する建物や周辺地盤による破壊の危険性（崖崩れなど）がある

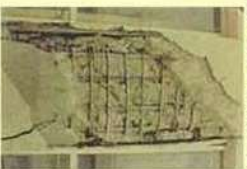


☐建物が多少なりとも傾斜している
☐床が一部傾いたり抜けたりしている



鉄筋コンクリート造の部位別 点検項目

☐柱にひび割れが生じ、コンクリートがはがれ落ちて鉄筋が見える
☐壁に大きな斜めのひび割れが生じ、鉄筋が見える



・敷地又は建物の近くや隣地に高低差がある、あるいは斜面がある場合は、敷地周辺の地盤と建物周囲にひび割れや、崩れがないかなど地盤を調査してください。

・擁壁等の土留めがある場合は、傾き、ひび割れ等の損傷を調査してください。

・建物周囲の土が、がけ崩れなどで流れ出て建物の基礎または基礎杭が見える状況、あるいは、ふだん地中にある部分が見える状況があれば建物の使用はできません。

・表面のコンクリートが、はがれ落ち面的に鉄筋が目視できる。
または、大きなひび割れがあり、そこから鉄筋が目視できる場合も建物の使用はできません。

全体の状況に関する点検項目 調査のポイント



前面道路が坂、あるいは前面道路より建物周辺地盤を高くするなどのために擁壁（土留め）がつくられています。
建物周辺の土留め等は、傾き、ひび割れ等がないか安全性の確認が必要です。
右の写真のように、土留めの破壊により、建物に影響を及ぼす可能性がある状態は、危険です。

敷地に高低差があり、建物廻りに擁壁（土留め等）が設置されている場合があるので、建物の周囲を調査してください。



R6能登半島地震の被害状況です。
コンクリート土留めがひび割れて、建物を支持する地盤が危険な状態です。

鉄筋コンクリート造の部位別 点検項目
(例：校区市民館) 調査のポイント



梁
ひび割れが生じ、コンクリートがはがれ落ちて鉄筋が見える状況は危険です。

耐力壁
ひび割れが生じ、鉄筋が見える状況は危険です。

柱
梁と同様にひび割れが生じ、コンクリートがはがれ落ちて鉄筋が見える状況は危険です。

↑
2-4または下写真と同様の状況が確認されれば危険と判定。

H28熊本地震の被害状況です。
柱・梁の接合部分で大きな損傷がある。




2-5 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあけて実施せよ
1つでも図がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

鉄骨造の部別 点検項目

- 柱や梁の一部が大きく曲がっている
 - 筋交いがたわんでいる、あるいは破断している
- 

- 柱と梁など接合部が一部破断している、あるいは亀裂が発生している
 - 柱の根元が部分的にでも破損している
- 

木造の部別 点検項目

- 塗り壁（モルタルやしっくい壁等）に大きな亀裂や剥がれ落ちがある
- 

- 壁の建材（ボードやパネル）が割れている、あるいは剥がれ落ちている
- 

・鉄骨の柱、梁、筋交いの各部材がボルトや溶接でつながっている部分は、力が加わり損傷を受けやすい箇所なので、調査してください。

・各部材が、変形、破断などの損傷を受けている場合は、建物の使用はできません。

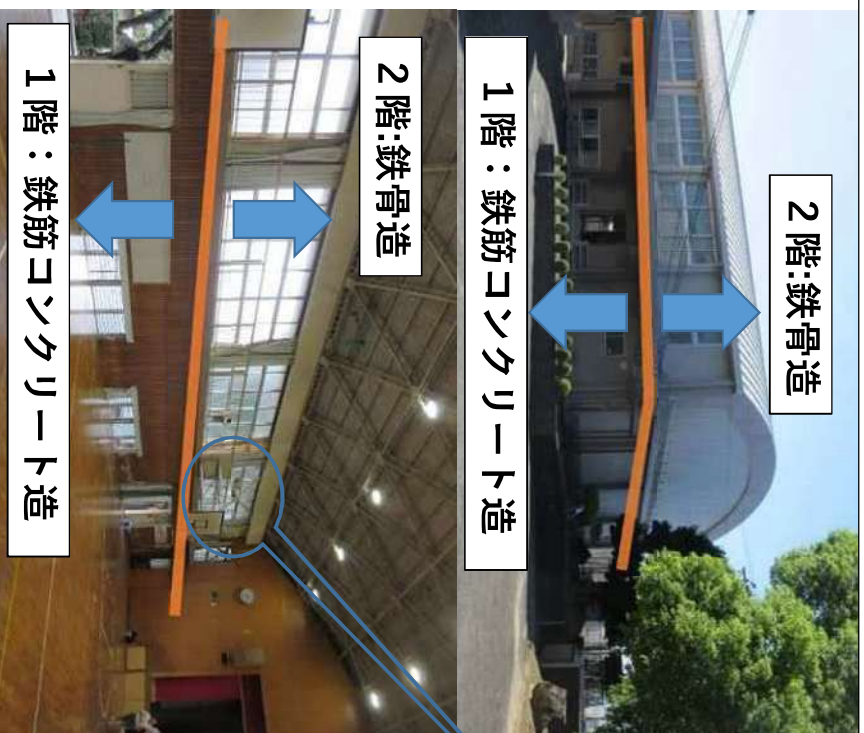
・柱の根元部分は基礎です。損傷している場合は、建物の使用はできません。

・柱・梁・筋交いが壁の仕上げに隠れて見えない場合は、壁の損傷状態から調査します。壁に大きな割れ、脱落があれば、建物の使用はできません。

・壁の仕上げ材がなく柱・梁・筋交いが見える場合は、その部材、またはその接合部分で大きな割れ、損傷があれば、建物の使用はできません。

鉄骨造の部位別 点検項目 (例：体育館) 調査のポイント

下写真に示すように、1階は鉄筋コンクリート造で、2階は鉄骨造となっています。
鉄筋コンクリート造部分は2-4や、調査のポイントを参考に調査してください。



2階の鉄骨造部分について
柱、梁、筋交いの接合部が破断、あるいは亀裂が発生している等、2-5と同様の状況が確認されれば危険と判定。



1階が校区市民館、2、3階が体育館の場合は、屋根のみ鉄骨造です。各構造の部位別点検項目、2-4、2-5を参考に調査してください。

2-6 開設準備（建物の安全確認）

次のことを2人以上で一定の距離をあげて実施せよ
1つでも☑がつけば、危険と判定し調査を終了せよ

天井に関する点検項目

- 一部でも落下または落下しそうな状態である
- 周囲または段差に破損がある
- 部分的にずれている



建物廻りに関する点検項目

- 屋上・屋根・外壁で看板、設備機器などが、傾斜・転倒し落下の恐れがある
- 外部階段が傾斜、破損している



【2-2～2-6で1つも☑が入らない場合】
災害対策本部に点検結果を報告すると
ともに、避難所開設へ ⇒3-1へ

・天井、設備機器（照明、音響、幕などの舞台装置）、バスケットゴールは、落下の恐れがないか調査してください。

・大型の掲示物なども、落下の恐れがないか、取付部分などを調査してください。

・木造などでつくられた間仕切り壁は、倒壊の恐れがないか、ぐらつきや仕上げ材の割れなどを調査してください。

・異常がある場合は、落下の可能性がある範囲は使用できません。

・コンクリート、タイル、ボードなどの外壁材や、ガラスは、落下の恐れがないか調査してください。

・異常がある場合は、落下の可能性のある範囲は使用できません。

天井に関する点検項目 調査のポイント



体育館上部と壁面について
体育館上部に照明、バスケットゴール、壁面には
スピーカー等、様々な設備機器などが取付けられ
ています。
落下の恐れがないか、取付部分などを調査して
ください。



ステージ上部について
上部には照明、幕等が取付けられています。
落下の恐れがないか、取付部分などを調査して
ください。

3-1 避難所の開設

避難所を開錠後、初動活動BOXを入手せよ

初動活動BOXの入手

□ 避難所開設BOXの中身を確認する



BOX入手後は4-1～4-3受付の設置、5-1～5-2スペースの区切りの作業は、各グループに分かれ、可能な限り同時に行う

3-2 避難所の開設

避難所を開錠後、避難所開設BOXを入手せよ

避難所開設BOXの入手

避難所開設BOX内資機材一覧

避難所開設BOX内資機材一覧※避難所によってBOX外に保管している場合あり	
物品名	数量
非接触型体温計	2台
接触型体温計	1本
アルコール消毒液	3本
パルスオキシメーター	4台
ビニール手袋	200枚
マスク	2箱
ビブス	5枚
フェイスシールド	20枚
避難生活支援マニュアル	1冊
ビニールシート	2枚
Hazardon受付用二次元コード	3枚
避難所利用者登録票（多言語版有）	100枚
避難所開設アクションカード	1冊
避難所ピクトグラム	1式
多言語様式集	1式
ラミネート各種	1式
避難所でのお知らせ絵カード等	1式
感染症を考慮した避難所開設ガイドライン	1冊
受付時健康状態チェックリスト	100枚
健康状態チェックシート	100枚
避難所施設利用計画（小・中学校のみ）	1枚
Wi-Fi用ケーブル、設定マニュアル（第二指定避難所）	1式
ヘルプカード	1部
ごみの出し方ガイドブック	1部
避難支援システム等運用マニュアル	1部

上記に加え、ペンや養生テープなども含まれます。

※ボックス内に非接触型の体温計がない場合は、各施設の事務所、保健室等で使用している可能性があります。

ラミネート各種一覧

運営本部 ……1枚

事前受付 ……2枚

総合受付 ……2枚

専用スペース受付 ……2枚

立入禁止 ……5枚

矢印マーク ……5枚

入口・出口 ……各2枚

専用スペース……2枚

足跡マーク ……10枚

2m間隔 ……5枚

予防対策(啓発用) ……2枚

三密回避(啓発用) ……2枚

4-1 避難所開設（受付の設置）

BOX内の避難生活支援マニュアルを参考に受付を設置せよ

①事前受付の設置

ア. 設置手順

- ①避難所入口の外に事前受付を行う場所を決定し、机・いすを設置する チェック
- ②机上にマスク、消毒液、体温計、筆記用具、受付時健康状態チェックリストをセットする チェック
- ③受付実施者はマスクを装着し、必要に応じてビニール手袋等を装着する チェック

イ. 事前受付で行うこと

- ①避難者にマスクの装着、手指の消毒を徹底させる
- ②非接触型の体温計による検温及び健康状態チェックリストにより問診を実施
- ③発熱者や体調不良者を専用スペースへ誘導
体調に問題のない方は総合受付へ誘導

ウ. 使用するもの

- 机・いす マスク 消毒液 非接触型体温計
- ビニール手袋 筆記用具
- 避難所利用者登録票 受付時健康状態チェックリスト
- 受付看板 各種啓発用チラシ 足跡マーク

4-2 避難所開設（受付の設置）

BOX内の避難生活支援マニュアルを参考に受付を設置せよ

②総合受付の設置

ア. 設置手順

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| ①避難所入口に総合受付を行う場所を決定し、机・いすを設置する | チェック
<input type="checkbox"/> |
| ②受付者と避難者との間に仕切り板を設置し、啓発チラシ等を掲示する | チェック
<input type="checkbox"/> |
| ③机上に消毒液、筆記用具、避難所利用者登録票をセットする | チェック
<input type="checkbox"/> |
| ④受付実施者はマスクを装着し、必要に応じてビニール手を装着する | チェック
<input type="checkbox"/> |

イ. 総合受付で行うこと

- ① 避難所利用者登録票の回収及び避難者名簿を作成する
- ①' システム受付が実施できる場合には、避難所開設BOX内にある「避難支援システム等運用マニュアル」を参考に、PC・タブレット等でシステムにアクセスし受付する
- ② 避難者を居住スペースへ誘導する

ウ. 使用するもの

- | | | |
|-----------------------------------|--|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 机・いす | <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> 消毒液 |
| <input type="checkbox"/> ビニール手袋 | <input type="checkbox"/> 仕切り板（パーテーション） | |
| <input type="checkbox"/> 受付看板 | <input type="checkbox"/> 避難所利用者登録票 | <input type="checkbox"/> 筆記用具 |
| <input type="checkbox"/> 各種啓発用チラシ | | |

4-3

避難所開設（受付の設置）

BOX内の**避難生活支援マニュアル**を参考に受付を設置せよ

③専用スペース受付の設置

ア. 設置手順

- ①専用スペース入口の外に受付を行う場所を決定し、机・いすを設置する チェック
- ②受付者と避難者との間に仕切り板を設置し、啓発チラシ等を掲示する チェック
- ③机上に消毒液、接触型の体温計、筆記用具、避難所利用者登録票をセットする チェック
- ④受付実施者はマスクを装着し、必要に応じてビニール手袋等を装着する チェック

イ. 専用スペース受付で行うこと

- ①接触型の体温計により腋窩(脇の下)で正確な体温測定を行う
- ①避難所利用者登録票の記入及び名簿の管理
- ②避難者を専用スペースへ誘導

ウ. 使用するもの

- 机・いす マスク 消毒液
- ビニール手袋 仕切り板（パーテーション）
- 接触型体温計 受付看板 避難所利用者登録票
- 筆記用具 各種啓発用チラシ

5-1 避難所開設（スペースの区分け）

BOX内の避難生活支援マニュアルを参考に居住スペースを区分けせよ

① 居住スペースの区分け

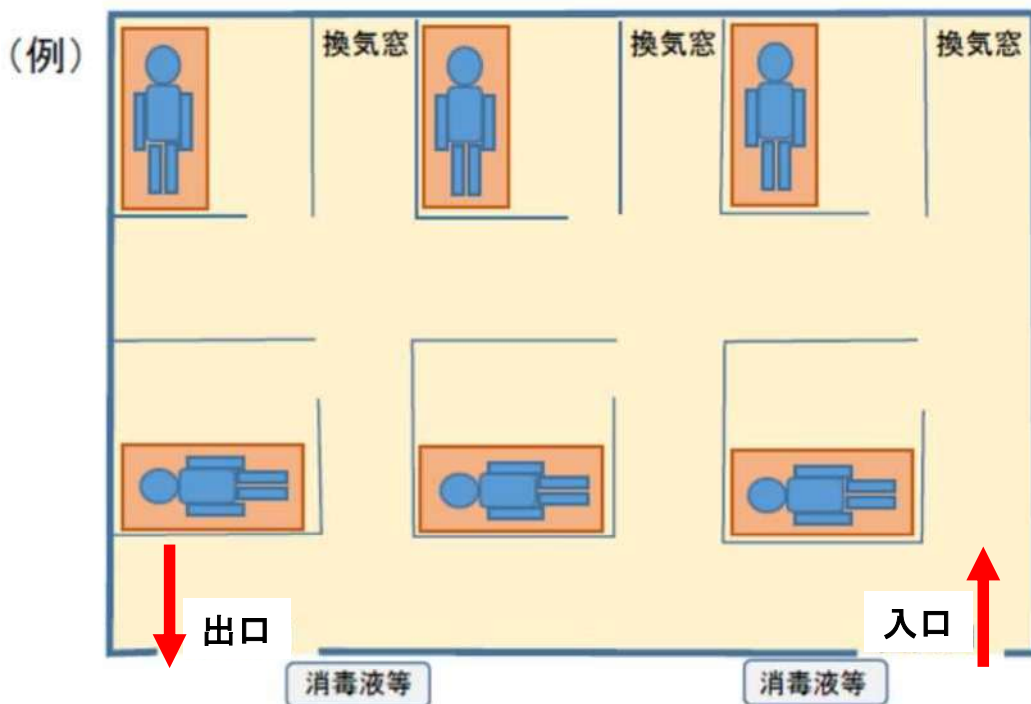
- ◆ 居住スペースに、通路などを指定し、スムーズな受入れができるように、スペースの区分けを行う
- ◆ 養生テープ・ガムテープなどを用いて地域（町）別 要配慮の状況等を考慮して区分けを行う。事前に決められた配置があればそれに沿った区分けを行う
- ◆ 感染症を考慮し、家族間の距離、通路幅を1～2m以上確保する

5-2 避難所開設（スペースの分け）

BOX内の避難生活支援マニュアルを参考に居住スペースを
分けせよ

②専用スペースの確保

- ◆発熱・体調不良の方の専用スペースは可能な限り個室を確保する。個室が確保できない場合はビニールシート、テント等を活用し、スペースを仕切る
- ◆専用スペースと一般の居住スペースの間に境界線を設け、接触防止を徹底する
- ◆可能な限り出入口、トイレ、手洗い場は分け、体調不良の方と健康な方の動線が交わらないよう徹底する
- ◆出入口は一方通行とする



設備の確認

設備	確認項目	使えない場合の対応
電気	<input type="checkbox"/> 電灯はつくか <input type="checkbox"/> 電気器機から異音・異臭はしないか、水に浸かった形跡はないか	<input type="checkbox"/> 発電機や照明等を設置 <input type="checkbox"/> 異常のある電気器具は使用しない
水道	<input type="checkbox"/> 水は出るか <input type="checkbox"/> 濁り・異臭はないか <input type="checkbox"/> 漏水していないか	<input type="checkbox"/> 飲料水の備蓄の確認 <input type="checkbox"/> プール水など生活用水として利用できる水の確保
電話	<input type="checkbox"/> 通話できるか <input type="checkbox"/> F A Xが使えるか <input type="checkbox"/> メールは使えるか <input type="checkbox"/> インターネットはつながるか	<input type="checkbox"/> 他の伝達手段（携帯、自転車など）を確認
放送	<input type="checkbox"/> 放送設備は使えるか <input type="checkbox"/> 無線は使えるか	<input type="checkbox"/> 拡声器、メガホンなどを活用
トイレ	<input type="checkbox"/> 室内は安全か（落下物など危険はないか） <input type="checkbox"/> 便器は使用可能か（破損はないか） <input type="checkbox"/> 下水は流れるか <input type="checkbox"/> 水（上水）は出るか。または、周辺は断水していないか	<input type="checkbox"/> 便器等が破損しているような場合は、使用禁止とし、災害用のトイレを設置する <input type="checkbox"/> プール、河川の水を汲み置きして排泄後に流す。トイレトーパーは流さず、ゴミ袋に集めて処分する
⇒ 7-1 災害時のトイレ対策へ		

6-2 避難所開設（立ち入り禁止エリア）

立ち入り禁止エリアの選定

- ◆ 危険な場所や避難所として利用できない場所を立入禁止にする
→ 出入口をロープ、ガムテープ、看板等で封鎖するなど

＜避難者の受け入れや立ち入りを制限する場所の例＞

指定区分	場所の例	理由
立入禁止	安全点検で「危険」や「要注意」と判断した場所	余震などによる二次災害の防止
立ち入りを制限	事務室、施設管理者の部屋など	個人情報あり 施設の本来業務を再開する拠点となる
	医務室、給湯室、倉庫など	避難所運営に利用
	屋外の一部	自衛隊など、外からの救援者が利用する可能性あり
占有禁止	玄関、廊下、通路、階段 トイレなど	共有空間 避難経路の確保

7-1 災害時のトイレ対策

施設のトイレを確認

1. 施設のトイレをチェック

- 室内が安全ではない
(落下物など危険個所がある)
- 便器が使用可能な状態ではない

1つでもがあれば、**施設のトイレは使用しない!**
→災害用トイレを設置
(簡易トイレなど)

- 下水が流れない
 - ・排水管から漏水する
 - ・汚水マスやマンホールからあふれる
 - ・上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる

でも、簡易トイレ
(便器にビニル袋を付け、
使用の度に取り換える)
として対応することも
可能。

- 水(上水)が出ない、または周辺が断水している

なら、2へ

すべての項目でチェックがなければ(安全で、上下水も使用可能)、施設のトイレを使用する

2. 水の確保

- 近くにプールや河川があり、トイレの水(流し用*)として使用できる。
※手洗いには使わないこと

水が確保できなくても、簡易トイレ(便器にビニル袋を付け、使用の度に取り換える)として対応する

水が確保できれば、バケツなどに汲み置きして施設のトイレを使用する

7-2

災害時のトイレ対策

簡易トイレの設置

1. 簡易トイレの組み立て手順

- ① 簡易トイレを用意する ② 中身を取り出す ③ 上枠を持ち上げる



- ④ 便座を開き、側板を
しっかりはめ込む

- ⑤ 簡易テントを組み立て
テント内に設置する



2. 凝固・衛生袋をセットする

- ① セットを用意する



- ② 専用受けパックを便座等に
取り付ける



- ③ 袋を便座にかぶせ、高分子
吸収シートをセットする



- ④ 使用後に強力脱臭剤（凝固剤）
を入れる



※専用受けパックは一度セットすれば何回も使用可能
※1セット（吸収シートと凝固剤）の併用で5～8回使用可能
※使用した紙等は、多目的雑袋など便とは別の袋で処理する。

避難者の受け入れ、避難者名簿の作成

- ①避難所の開設準備が整い次第、校庭等に待機してもらっていた避難者を事前受付へ誘導する
- ②受付で記入してもらった避難所利用者登録票をもとに、避難所利用者の人数や世帯数を把握する

以降の避難所の運営については「豊橋市避難生活支援マニュアル」に従って実施せよ！